

都内避難者の皆様への

定期便

2020

5月号

NO.172

都内に避難されている皆様へ、
東京都からのお知らせをお送りします。

今月号の掲載内容

●ふるさとからのお知らせ P1~2

ふるさとの今をお知らせします。今月は福島県からです。

●司法書士による面談・電話相談のご案内 P3

原発紛争解決センター和解仲介事例を紹介します。

●都内避難者電話相談窓口 P4

東京都が実施する都内に避難されている方向けの総合相談窓口のご案内です。

●都内区市町村支援サービス等問い合わせ窓口一覧 P5~6

都内区市町村における支援サービス窓口一覧です。

次号の発送は、令和2年6月1日を予定しています。

●定期便や各種支援情報につきましては、HPでもご覧になれます。

都内に避難されている皆様へ

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/17hisaichi/hp/tonaihinansha.html>



●被災地支援に関するイベント情報等について、ツイートしています。

@tocho_fukko

●復興支援対策部のアカウント

https://twitter.com/tocho_fukko

ふるさとからのお知らせ

今月は福島県からお知らせします。

医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長について

次に該当する国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の方が医療機関で受診された際の窓口負担（1～3割）の免除については、令和2年3月1日以降、次のとおり免除が延長されました。

●免除を受けることができる対象者及び延長期間

対象者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した方を含む）	延長期間
① [<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰還困難区域等^{※1}の方 ・ 上位所得層^{※2}を除く旧避難指示区域等^{※3}、旧居住制限区域等^{※4}の方 	① 令和3年2月28日まで ② 令和2年9月30日まで
② 旧居住制限区域等の上位所得層の方	

- ※1 「帰還困難区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域。
- ※2 「上位所得層」とは、医療保険の高額療養費の上位所得の判定基準等を参考に設定されます。（国民健康保険の例では、基準所得額の合算額が、600万円を超える世帯で、毎年7月に前年の所得をもとに判定）
- ※3 「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された(a)旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された(b)旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された(c)旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された(d)旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の4つの区域等。
- ※4 「旧居住制限区域等」とは、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部で、①平成31年4月10日に指定が解除された大熊町の一部、②令和2年3月に指定が解除された双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部。

詳細は下記にお問い合わせください。

問い合わせ先	
国民健康保険	お住まいあるいは住所がある市町村
後期高齢者医療制度	お住まいあるいは住所がある市町村または福島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 024-528-9025

なお、国民健康保険等以外の方については、それぞれ加入している保険者までお問い合わせください。

国民健康保険組合	加入している国民健康保険組合
全国健康保険協会（協会けんぽ）	全国健康保険協会福島支部 ☎ 024-523-3915
上記以外の健康保険等	加入している各医療保険の保険者またはお勤め先の事業者

問 福島県国民健康保険課 ☎ 024-521-7203・7204

令和2年度復興公営住宅の入居者募集について

復興公営住宅の入居者の募集を下記の日程で行います。

募集の詳細（対象団地、募集要件等）は、福島県復興公営住宅入居支援センターへお問い合わせください。

また、入居支援センターのホームページ等でも詳細をお知らせします。

【対象の方】

- 避難指示区域等から避難されている方
- 避難指示が解除された区域に平成23年3月11日に居住していた方
- 東日本大震災で被災された「地震・津波被災者」の方
- 子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」の方

※いずれの方も住宅に困窮されていることが要件となります。

募集期間及び入居予定

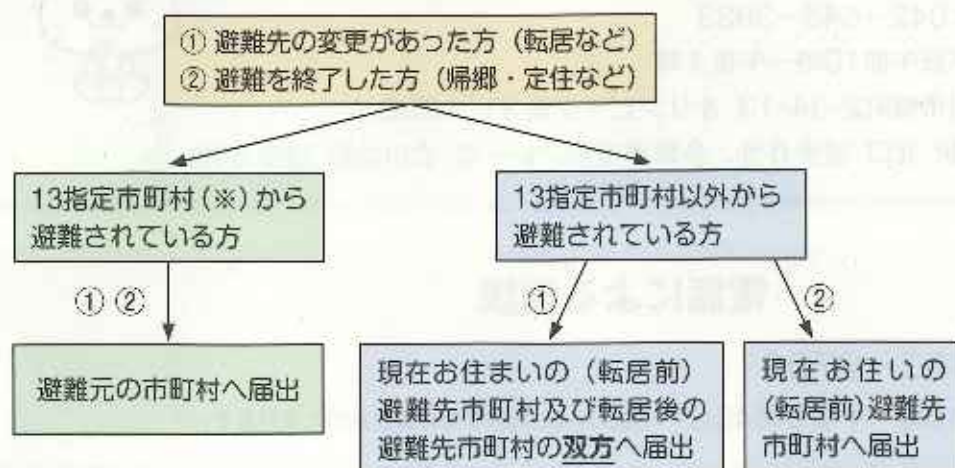
第2回	令和2年6月1日(月)～6月9日(火) → 8月以降入居予定
第3回	令和2年8月3日(月)～8月12日(水) → 10月以降入居予定
第4回	令和2年10月1日(木)～10月9日(金) → 12月以降入居予定
第5回	令和2年11月26日(木)～12月4日(金) → 2月以降入居予定
第6回	令和3年2月1日(月)～2月9日(火) → 4月以降入居予定

問 福島県復興公営住宅入居支援センター ☎ 024-522-3320

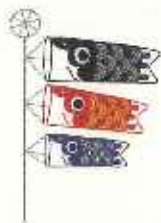
復興公営住宅 入居 検索

避難先情報の届出のお願い

避難先の変更（転居をする場合など）がありましたら、以下の市町村あてにご連絡いただくようお願いいたします。福島県や避難元市町村からのお知らせを着実に届け出来るようになるほか、下記の13市町村からの避難されている方は、避難先においても一定の行政サービスを受けることができます。



※いわき市、田村市、
南相馬市、川俣町、
広野町、楢葉町、
富岡町、大熊町、
双葉町、浪江町、
川内村、葛尾村、
飯舘村



東京司法書士会

しほたん通信



令和2年5月号

東京司法書士会では都内で避難生活を送られている被災者や避難者の方へ支援活動を行っております。みなさまへ寄り添い、少しでもお力になれますよう、情報提供や法律相談等の支援を続けてまいります。5月号では、原発紛争解決センター和解仲介事例を紹介いたします。

原発事故発生時にいわゆる自主的避難対象区域に居住していた方で、避難費用等の賠償が認められた事例

東京電力福島第1原発事故発生時に、福島県のいわゆる自主的避難対象区域に居住していた申立人らについて、子どもと共に避難を開始した平成25年8月から平成26年3月分まで、避難費用・生活費増加分の賠償・避難雑費・面会交通費及び平成28年5月に甲状腺検査を受けた際に支出した検査費用等の賠償を認める和解が成立しました。(以上文部科学省ホームページより)

政府による避難指示区域以外の地域でも、事情しだいでは直接請求額を越えた賠償が認められる可能性があるという点では意義があるといえます。

東京司法書士会では、東日本大震災に関する無料相談会を実施しております。

面談による相談（予約制）

- 東京司法書士会総合相談センター（四谷・月曜～金曜 午後5時～8時
火曜・土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区四谷本塩町4-37（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

- 三多摩総合相談センター（立川・水曜 午後5時～8時
木曜・土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）



電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。

相談無料
秘密厳守

避難生活の悩み、 一人で抱えていませんか？

わたしたちに、お気軽にご相談ください。
あなたの悩みに親身に寄り添い、解決に向けお手伝いをいたします。

ご相談は、こちらの番号(フリーダイヤル)まで

 **0120-978-885**

対 象 東日本大震災により都内に避難された、すべての方

受付時間 平日 9時30分～17時



上記相談は、東京都の委託を受けて、東京都社会福祉協議会が実施しています。

福島県から都内に避難された方には夜間相談窓口(福島県委託)もあります

医療ネットワーク支援センター ☎ **03-6911-0584**

受付時間：平日17時～20時30分 メール：soudan@medical-bank.org

避難元県の電話相談窓口

福島県に関するお問い合わせ

被災者のくらし再建相談ダイヤル ☎ **0120-303-059**

月～金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く

宮城県に関するお問い合わせ

宮城県東京事務所 ☎ **03-5212-9045 (代表)**

月～金曜日 9時15分～17時30分 ※祝日・年末年始を除く

岩手県に関するお問い合わせ

いわて内陸避難者支援センター ☎ **019-601-7640**

月～金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く

都内区市町村支援サービス等問い合わせ窓口



現在お住まいの区市町村で、避難者の皆様のための支援サービス等について、お問い合わせがございましたら、以下の一覧表に記載されている窓口にご連絡ください。

区市町村名	受付窓口	電話番号
千代田区	地域振興部総合窓口課区民相談室	03-5211-4176
中央区	総務部防災課	03-3546-5287
港区	芝地区総合支所区民課 麻布地区総合支所区民課 赤坂地区総合支所区民課 高輪地区総合支所区民課 芝浦港南地区総合支所区民課	03-3578-3111 03-3583-4151 03-5413-7011 03-5421-7611 03-3456-4151
新宿区	地域振興部地域コミュニティ課管理係	03-5273-3519
文京区	区民部区民課	03-5803-1170
台東区	総務部危機・災害対策課	03-5246-1092
墨田区	都市計画部危機管理担当安全支援課	03-5608-6199
江東区	総務部危機管理課危機管理係（被災者支援担当）	03-3647-9382
品川区	総務部総務課総務係	03-5742-6624
目黒区	危機管理室防災課	03-5723-8488
大田区	地域力推進部地域力推進課区民協働・生涯学習担当	03-5744-1204
世田谷区	危機管理室災害対策課	03-5432-2266
渋谷区	危機管理対策部防災課	03-3463-4475
中野区	区民部区民生活課区民相談係	03-3228-8802
杉並区	危機管理室防災課	03-3312-2111（内線3602）
豊島区	政策経営部企画課	03-4566-2511
北区	①防災・危機管理課 ②王子区民事務所 ③赤羽区民事務所 ④滝野川区民事務所	①03-3908-1121 ②03-3908-8745 ③03-3901-2693 ④03-3910-0141
荒川区	区民生活部防災課	03-3803-8711
板橋区	戸籍住民課異動係	03-3578-2205
練馬区	危機管理課庶務係	03-5984-2762
足立区	広報室区民の声相談課	03-3880-5359（直通）
葛飾区	地域振興部危機管理課管理係	03-5654-8223
江戸川区	生活振興部地域振興課コミュニティ係	03-5662-0515

区市町村名	受付窓口	電話番号
八王子市	市民部市民生活課 (東日本大震災総合相談センター)	042-620-7424
立川市	福祉保健部福祉総務課地域福祉推進係	042-523-2111 (内線1491)
武蔵野市	市民部市民課	0422-60-1838
三鷹市	総務部相談・情報課	0422-44-6600
青梅市	健康福祉部 生活福祉課	0428-22-1111 (内線2197)
府中市	政策総務部政策課	042-335-4010
昭島市	企画部企画政策課	042-544-5111 (内線2337)
調布市	調布市役所 (代表)	042-481-7111
町田市	市民部市民課総務係	042-724-4225
小金井市	総務部地域安全課	042-387-9807
小平市	市民部市民課管理担当	042-346-9520
日野市	総務部防災安全課	042-585-1100
東村山市	環境安全部防災安全課	042-393-5111
国分寺市	健康部地域共生推進課	042-325-0111
国立市	健康福祉部福祉総務課地域福祉推進係	042-576-2111 (内線152)
福生市	総務部安全安心まちづくり課防災係	042-551-1638
狛江市	総務部 安心安全課	03-3430-1111
東大和市	総務部防災安全課	042-563-2111
清瀬市	総務部防災防犯課	042-497-1847
東久留米市	環境安全部防災防犯課	042-470-7769
武蔵村山市	健康福祉部地域福祉課	042-565-1111 (内線153)
多摩市	総務部防災安全課	042-338-6802
稲城市	市民部市民課	042-378-2111 (内線132)
羽村市	市民生活部防災安全課防災・危機管理係	042-555-1111 (内線211)
あきる野市	企画政策部企画政策課	042-558-1111
西東京市	西東京市代表電話	042-464-1311
瑞穂町	住民部地域課	042-557-7610
日の出町	生活安全安心課 防災・コミュニティ係	042-597-0511
檜原村	総務課総務係	042-598-1011
奥多摩町	企画財政課	0428-83-2360
大島町	防災対策室	04992-2-0035
利島村	総務課	04992-9-0011
新島村	総務課行政係	04992-5-0240
神津島村	総務課	04992-8-0011
三宅村	総務課防災危機管理係	04994-5-0935
御蔵島村	総務課総務係	04994-8-2121
八丈町	総務課	04996-2-1121
青ヶ島村	総務課 庶務民生係	04996-9-0111
小笠原村	総務課	04998-2-3111

※ご相談窓口一覧は前月号をご覧ください。

被災3県から避難されている皆様へ発送されている情報紙



お問い合わせ

- 福島県「ふくしまの今が分かる新聞」について
福島県避難者支援課 ☎ 024-523-4250
- 宮城県「みやぎ復興定期便」について
宮城県震災復興推進課 ☎ 022-211-2408
- 岩手県「いわて復興だより」について
岩手県復興推進課 ☎ 019-629-6945



～都内避難者支援課からのお願い～

定期便に関するお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください。

■「定期便の送付先変更や送付停止」について

⇒都内避難者電話相談窓口

0120-978-885 (フリーダイヤル)

受付時間 平日9時30分～17時

■「定期便の内容」について

⇒東京都 総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課

03-5388-2384 (直通)

受付時間 平日9時～17時

発送元

東京都 総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課

印刷製本株式会社
印刷番号: (01) 128

リサイクルマーク
この新聞紙は、環境にやさしく
リサイクルされています。

福島12市町村への 就職支援サポート

のご案内



※福島12市町村とは…
福島県の南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、川内村、川俣町、飯館村、田村市、葛尾村

① 求人情報提供



「ふくしまでほこう福島復興エリア求人特集」で福島12市町村内の最新の求人を検索可能。業種・働き方・こだわり条件で絞り、興味のある求人にはその場で応募できます。

福島求人 支援チームの 5つのサポート

全て無料!!

② 移住事例発信



「福島12市町村で働くことを選んだ人々のビジョンを伝えるウェブマガジン「HOOK(フック)」で移住のきっかけをつかむことができます。(「HOOK 福島」で検索!)

③ 就職相談サポート

相談方法は、まずメールにてご連絡をお願いします。お仕事探しに関するご希望にあわせて相談担当員から回答します。



④ 就職イベント開催



ハローワーク等と連携し、現地での就職相談イベントを開催しています。詳しいイベント日時はお問合せ下さい。

⑤ 引越し費用補助

転居を伴う就職の場合、引越しに伴う引越し業者利用や宿泊・交通費等の一部を補助します。



※利用条件の詳細は裏面へ



これまで福島求人支援チームの就職支援サポートにより就職が決まった人数は**1,400名以上!**(平成28年度~4年間の累積)
下記メールアドレスへお気軽にお問合せ下さい!

令和2年度 経済産業省委託事業 福島求人支援チーム

事業運営会社:株式会社bizリーチ

協力:公益社団法人 福島相双復興推進機構
(福島相双復興官民合同チーム)

E-mail info.fukushima@bizreach.co.jp

福島12市町村への 就職に伴う引越し費用を 最大30万円まで補助します!



引越し費用補助が受けられる転居支援制度の詳細

対象条件

- ①対象となる方: 福島求人支援チームの支援事業者へ就職し、その勤務先が福島12市町村内であり、かつ、3か月以上の雇用契約が見込める方。
※「ふくしまで働き福島復興エリア求人特集」に掲載中の求人にて採用となった場合
- ②引越し距離: 現在のお住まいから引っ越した場合、通勤距離が短縮されていること。
- ③負担した金額: 補助対象項目の合計額が10万円以上の場合
- ④領収書の提出: 負担した金額の領収書の原本を提出すること

福島12市町村

田村市 南相馬市 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町
川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯舘村

給付要件

- ①申請期日: 令和3年3月15日(月)事務局必着(原則)
- ②給付時期: 受付月末締め、翌月内

補助対象の項目



補助金額

- ①引越し業者利用費
- ②荷物の搬入業者利用費
- ③家電設置費
- ④引越し時の交通費
(仮設距離計算による車・鉄道・航空・船費、レンタカー代、ガソリン代)
- ⑤引越し時の宿泊費
(1泊分のみ、1人1万円以内)
- ⑥賃貸住宅契約の礼金
(2ヶ月分迄)
- ⑦賃貸住宅契約の仲介手数料
(1ヶ月分迄)

※就職者と共に転居する家族分も対象となります。

- ①～⑦の負担した合計金額が、
- 10万円未満 → 補助無し
 - 10～15万円未満 → 5万円補助
 - 15～20万円未満 → 10万円補助
 - 20～25万円未満 → 15万円補助
 - 25～30万円未満 → 20万円補助
 - 30～35万円未満 → 25万円補助
 - 35万円以上 → 30万円補助

※就職者の指定口座に振込みされます。

※ご不明点やご質問等ございましたら、下記メールアドレスまでお気軽にお問合せ下さい。

令和2年度 経済産業省委託事業 福島求人支援チーム

事業運営会社: 株式会社ビズリーチ

協力: 公益社団法人 福島相双復興推進機構
(福島相双復興官民合同チーム)

E-mail info.fukushima@bizreach.co.jp

福島県社会福祉協議会からのお知らせ

～ 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業のご案内 ～

福島県相双地域等（浜通り）で介護職員として働きませんか。

2011年の東日本大震災で福島県相双地域等（浜通り）は甚大な被害を受けました。地域の復旧・復興は少しずつ進んでいますが、介護施設等で働く職員は今もなお不足している状況が続いています。

福島県社会福祉協議会では、福島県相双地域等（浜通り）で介護職員として働く人材を広域的に確保するため、同地域の施設等で介護職員として就職する方に対して就職準備金等の奨学金を無利子で貸与する事業を行っています。

就職準備金等の貸付制度のご案内

福島県外にお住まいの方で、福島県浜通りの介護保険施設等に介護職員として就職するに対して、就職準備金や介護職員初任者研修等の受講料を無利子で貸与します。一定の条件を満たせば返還が免除されます。

貸付内容（貸付利子は無利子）

■ **就職準備金** ※金額により返還免除の条件が変わります

正規職員またはフルタイム勤務の非正規職員 **30万円** または **50万円**

パートタイム職員（勤務時間が週20時間以上） **30万円**

パートタイム職員（勤務時間が週20時間未満） **15万円**

さらに、次の要件に該当する場合には、就職準備金に加算して借りることができます

● 世帯赴任加算（A・Bのどちらかを選択）

A 扶養家族と一緒に転居する場合…本人分12万5千円 + 家族1名につき5万円

B 扶養家族と別居し単身で転居する場合…20万円

● 自動車輸送費用等加算（A・Bのどちらかを選択）

A 所有する自家用自動車を福島県に輸送する場合…輸送費用20万円以内（実費分）

B 新たに自家用自動車を購入する場合…登録費用20万円以内（実費分）

※登録費用…車庫証明費用、自賠責保険料、納車費用、リサイクル費用、下取り費用

■ **研修受講料** **15万円以内（実費分）** ※介護職員初任者研修等を受講する場合に借りることができます

返還免除について

就職した介護保険施設等での業務従事期間が下記の年数を満たした場合は、奨学金の返還を免除します。

■ **就職準備金**
15万円・30万円
（加算金も含む）

↓
1年間

■ **就職準備金**
50万円
（加算金も含む）

↓
2年間

■ **研修受講料**

↓
2年間

役に立つ情報が盛りだくさん！ 専用ホームページをご覧ください！

専用ホームページでは、就職準備金等貸付制度の詳細や福島県の生活情報などを紹介しています。

また、イベントのお知らせ、福島県に移住・就職した人の紹介コーナー、日々の活動を綴ったブログなど…福島県への移住や就職に役立つ情報を随時更新しています！ ぜひ、ご覧ください！！

<http://www.f-kaigoshogaku.jp/>

ふくしまで、咲こう。

検索



「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業」 問合せ先

社会福祉法人

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 111

福島県社会福祉協議会

☎024-526-0045

つかってみませんか？

震災原発ホットラインサービス

無料

～弁護士による震災・原発問題に関する無料の相談サービスです～

ご相談の流れ

①弁護士会のスタッフが弁護士を紹介します



②担当弁護士から連絡が入るので、心配ごと・悩みごとをお話してください



③必要に応じて、弁護士と面会相談（無料）をしてください



震災ホットライン希望です。福島から避難してきて、心配なことがあるのですが。

わかりました。おつて弁護士から連絡が来ますので、しばらくおまちください。



はじめまして！弁護士の〇〇です。

実は…。

…そうですか。それであれば、直接お会いして相談したほうがよいかもしれませんね。



直接相談できるのはうれしいですが、お金が…

震災、原発に関する相談なので、無料です。資料をご持参の上、いらっしゃってください。



03-3581-1511

(霞が関法律相談センター)

- ・ご利用の際には「震災原発ホットライン希望」とお伝えください
- ・電話受付時間は平日(月～金)10:00～15:00迄となっております

042-548-3800

(東京三弁護士会多摩支部)



東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

※ホットラインへの電話は通話料がかかります(弁護士からの折り返し電話は無料です)。
※震災、原発に関する相談以外については、事前にご説明の上、有料となる場合があります。

都営住宅入居者募集日程変更のお知らせ

定期便4月号に同封しましたチラシ「都営住宅等募集の案内」についてのご案内です。

5月の都営住宅入居者募集は、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、6月に変更します。

募集案内・申込書は、6月8日～16日（土・日を除く）に都庁、区市町村窓口、都営住宅募集センター・各窓口センターで配布予定です。

1 都営住宅（家族向・単身者向 年4回定期募集）

募集時期	募集の内容	募集案内・申込書の配布	備考
5月7日(木) ～15日(金) ↓ 6月8日(月) ～16日(火)	家族向・単身者向等（抽せん方式） 居室内で病死等があった住宅も掲載する予定です。詳しくは、募集案内でお確かめください。	募集期間（土・日を除く）に限り、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター、都庁、区役所、市役所、町村役場で配布します。また、同期間中公社HPからダウンロードすることもできます。	募集の概要については、広報東京都（募集月の前月末頃に新聞折込で配布）、テレホンサービス、公社HP（募集月の前月下旬に掲載）でお知らせします。
8月上旬	家族向（ポイント方式） 単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		
11月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		
2月上旬	家族向（ポイント方式） 単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		

※抽せん方式の募集では、病死等の発見が遅れた住宅も掲載する予定です。詳しくは、各募集時期に配布する募集案内でお確かめください。

【問合せ先】

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

電話 03-3498-8894

【午前9時から12時、午後1時から6時（土・日・祝日を除く）】